

高額賠償リスクへの 備えは十分ですか？

皆さまの身の回りには、多くのリスクが隠れています。

そこで、ご自身やご家族の賠償責任による損害を補償する「日常生活賠償特約」をご案内いたします。

自転車に乗るために
保険が必要？



およそ **6 分** に **1 件** の割合で、
自転車事故が発生しています。^{※1}

自転車事故で相手にケガをさせた場合、賠償責任が発生します。
また、その賠償額も高額となる場合があります。

／ 実際におこった自転車による加害事故例^{※1} ／

神戸地方裁判所 平成25年(2013年)7月4日判決

④  小学生は女性(62才)と 正面衝突して しまいました	①  男子小学生 (11才) それは夜、 帰宅中におこった 事故でした^{※1}
⑤  意識が戻らない 状態となりました 女性は 頭蓋骨折等の 傷害を負い、	②  現場は歩道と車道の 区別のない道路
⑥  被害者はもちろん、 加害者にとっても 大きな負担と なっていました この事故の 判決認容額^(注)は 9,521万円	③  そこで――

男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で行き中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
神戸地方裁判所 平成25(2013年)7月4日判決

(注) 判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。

上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

※1 日本損害保険協会「知っていますか？自転車事故の実態と備え」(2019年8月改訂)から作成

「日常生活賠償特約」にご加入
いただくと日常生活における
さまざまな損害賠償リスクに
備えることができます。

\\ こちらのオプションがおすすめです //

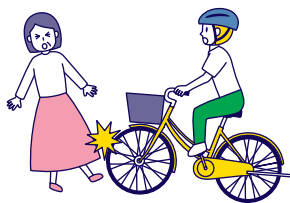
オプション	
日常生活賠償 保険金額	

オプションのみのご加入はできません。必ず基本補償とあわせてご加入ください。

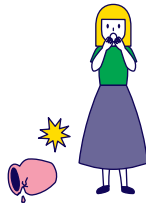
賠償責任

日常生活において他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、線路への立ち入りなどで
電車等を運行不能にさせてしまったことなどにより、法律上の損害賠償責任を負われた場合に補償します。

自転車で走行中
歩行者にぶつかり
ケガをさせてしまった



お店の商品を
壊してしまった



誤って線路に立ち入り、
安全確認のため電車を
運行不能にさせ、鉄道会社に
損害(振替輸送費用等)を
与えてしまった(日本国内のみ)



水漏れをおこし、
階下の他人の家財などに
損害を与えてしまった



その他にもおすすめのポイントがあります。

おすすめポイント その1

ご家族も対象

加入された被保険者本人の
ご家族※2も被保険者
(補償の対象者)となります。



※2 被保険者(補償の対象者)となる
ご家族の範囲の詳細は、パンフレットをご確認ください。

おすすめポイント その2

示談交渉サービス

日本国内において被保険者(補償の
対象者)に法律上の損害賠償責任が
発生した場合は、引受保険会社は
示談交渉をお引受けします。※3



※3 示談交渉サービスをご利用いただくためには
所定の条件があります。詳細はパンフレットをご確認ください。

申込方法

申込方法	
申込締切日	
加入申込票 提出先	



「日常生活の賠償リスク」について動画でチェック！

QRコード※4を携帯電話で読み込み、
アクセスしてください。(通信料がかかります。)

※4「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

※ご不明な点につきましては、以下までお問い合わせください。 ※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

代理店・扱者：

引受保険会社：